

令和7年度横浜市公共事業用地費会計予算

令和7年度横浜市の公共事業用地費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,452,590千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 資産活用推進基金収入		579,057 ^{千円}
	1 資産活用推進基金運用収入	161,001
	2 財産収入	391,765
	3 基金繰入金	26,290
	4 繰越金	1
2 都市開発資金事業収入		1,573,092
	1 財産収入	16,107
	2 他会計繰入金	556,985
	3 市債	1,000,000
3 公共用地先行取得事業収入		300,441
	1 財産収入	300,440
	2 繰越金	1
歳 入 合 計		2,452,590

歳 出

款	項	金 額
1 資産活用推進基金費		579,057 ^{千円}
	1 資産活用推進基金積立金	476,677
	2 資産活用推進基金保有土地取得費	102,380
2 都市開発資金事業費		1,573,092
	1 都市開発資金事業費	1,000,000
3 公共用地先行取得事業費		300,441
	1 減債基金積立金	300,441
歳 出 合 計		2,452,590

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業費	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>1,000,000</p>	<p>普通貸借の方法により、国から借り入れる。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。</p>	<p>7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>据置期間を含め10年以内に償還する。</p>
計	1,000,000			